

平成2年7月13日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

税務システムに係る個人情報の取扱いの変更について（答申）

平成2年7月2日付藤納第148号をもって諮問された、税務宛名システムにおける住民情報等を自動更新するシステムへ変更することについて及び税務の端末機で戸籍の附票システムの本籍地等を検索できるように改めることについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- ・ 藤沢市個人情報保護条例第11条による自動更新システムへの変更を認める。
- ・ 同条による税務の端末機で本籍地等を検索できるように改めることを認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、税務システムに係る個人情報取扱の変更の必要性及びシステム改善の基本的考え方は、次のとおりである。

- ・ 自動更新システムへの変更の必要性について

藤沢市では、昭和62年4月に各税務ファイルと連動した「税務宛名システム」を導入し、住民税等の賦課・徴収を行ってきたが、納税義務者の異動処理方法が一括定期処理であるため、住民異動等の増加や納税義務者の増加に対応しきれなくなっており、その結果、正確な納税状況の把握や適正な賦課・徴収に支障をきたす状況になってきている。

そこで、税の公平性と事務精度の改善を図るために、住民記録情報等の即時異動更新に合わせ、税の賦課・徴収に必要な情報をコンピュータ内部で自動更新するシステムに改める必要がある。

- ・ 税務の端末機で本籍地等を検索できるように改める必要性について

現在、納税通知書等の返戻に対する調査及び他市からの照会に対しては、住民記録で検索できるもの以外は市民窓口センターにおいて戸籍の附票から本籍

地、現住所を確認しているが、敏速性、効率性に欠けるため、その結果、納税通知書等の送達が遅れたり、納期限を変更しなければならないなどの支障が生じるようになってきている。

そのため、専用の端末機により戸籍の附票システムの本籍地、住所履歴及び外国人登録者の住所等を検索できるシステムに改める必要がある。

- ・ システム改善の基本的考え方について

今回の諮問内容は、税務システムの全般にわたる納税の公正・公平及び税務事務の効率化、能率化等を図るうえで必要な基本事項であり、今後、平成4年4月スタートを目標に作業を進め、システムの運用細目がまとまった段階で改めて諮問することとしたい。

3 審議会の判断理由

- ・ 自動更新システムへの変更の必要性について

自動更新される情報は、現在も一括定期処理という形で収集されているものであり、また住民基本台帳に記載されている基本項目であることからすれば、情報の安全対策、保護措置を十分確保することができればシステム変更することに問題はない。

さらに、正確かつ最新の情報を把握し、適正な維持管理を行うという観点からもその必要性は認められる。

- ・ 税務の端末機で本籍地等を検索できるように改める必要性について

端末機で検索される情報は、納税義務者の正確な住所等の調査のために現在も収集しているものであり、現行の方式では適正な徴税事務に支障をきたしている以上、納税者の不利益につながるおそれもあるため、システムを改める必要性は認められる。

4 審議会の意見

システムを変更することにより、情報管理上の脆弱性がどこに発生するのか、また、情報の漏洩等の危険性をどのように排除するのか等を十分に検討し、それらについての対策を改めて諮問する際に具体的に示されたい。

以 上